

新型コロナウイルス感染症対応基本方針（2020.12.9 更新）

志布志市立志布志小学校

1 基本的な考え

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行う

（1） 基本的な感染症対策の実施。

① 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

○ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認（カードの利用）

発熱、咳、喉の痛み、頭痛等の風邪のような症状が見られる場合は登校を控える。（出席停止）

○ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

○ 毎日の健康観察における健康状況の確認

○ 感染拡大警戒地域への不要不急の旅行等を避ける。

② 感染経路を絶つこと

○ 手洗いや咳エチケットを徹底し、マスクの着用を習慣づける。

○ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒液（消毒用エタノール等）を使用した清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

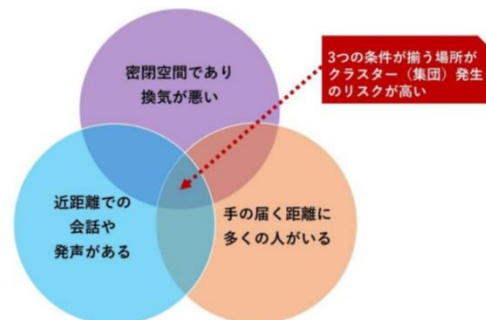
③ 抵抗力を高めること

○ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（2） 集団感染のリスクへの対応（3つ密の回避）

集団感染リスクを防ぐ方法として次の3つが挙げられ

- 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える



学校においては以下のような対応を行う。

① 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施する。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすく季節性インフルエンザが流行する時期のため、常時換気することや、30分に1回（少なくとも休み時間ごと）に窓を全開にする。

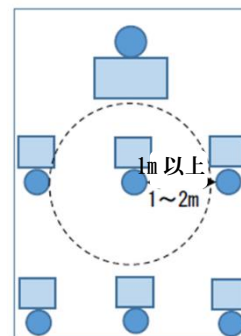
給食時はマスクを付けないことから特に換気を徹底する。

② 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

II 授業について

(1) 学習環境

- 夏期においては、窓、入り口を常時開放して換気を行う。桜島降灰、強風、大雨、高温によるクーラー使用時においては、窓の一部を開放したり、**30分**を目安（休み時間、授業途中）に換気を行ったりする。冬季においては、外気温度や児童の体調を考慮した換気を行う。**(前項①参照)**



- 児童の机の間隔は1m以上確保する。**(地域の感染レベルで変更)**
- 室内における学習では原則マスクを着用する。
- 児童の机は、原則として教師との対面形式で行う。ペアやグループ学習の際は「3つの密」とならないような工夫を行う。
- 教室における消毒は、児童机は一日1回、出入り口取っ手、電灯スイッチ等は利用頻度により一日数回行う。キーボード、タブレットPCは使用後に消毒を行う。
- トイレ入り口取っ手等の消毒は、適宜行う。

(2) 各教科指導

- 各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策（「3つの密」）を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わない。また、地域の感染レベルに応じた対策を講ずる。
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 家庭科における調理等の実習
 - ・ 体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習

III 学校給食

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、健康チェックと記録（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無と衛生的な服装、手洗いの確認）を徹底する。
- 給食前は、全ての児童、職員は入念に手洗いをを行う。
- 食事は児童の間隔を十分とり、会話は控えるようにする。**歓談時はマスクを着用させる。**

IV 集団が集まる行事

- 全児童が集まる活動は、**基本的に屋外で行う。**
- **屋内運動場（体育館）に集まる場合は、換気の徹底、児童間の距離の確保、短時間実施とする。**

V 保護者への対応

- 学校からの連絡は、文書及びメールにて行う。
- 保護者の都合により、休業や自宅待機期間における児童の見守りが出来ない場合は相談を受け付け対応する。
- 休業等による学習や健康に関する問題について、各担当者及び関係機関と連携して対応する。

VI 臨時休業に関する考え方について(令和2年7月28日 市教育委員会)

臨時休業については、本校において、児童生徒、学校職員に感染者が確認できた場合、臨時休業(3日間程度を原則とし、延長の場合は感染の状況等に応じて判断)とする。また、他の学校の臨時休業については、本市や近隣地域の感染状況や感染者の行動範囲などを踏まえて総合的に判断します。

VII 出席停止扱いに関する考え方について(令和2年7月28日 市教育委員会)

(1)出席停止の扱いとなる主な理由

- ・本人やその家族(同居者)に感染者(濃厚接触の可能性)が認められた場合。
 - ・感染者と接触の可能性があり、発熱等の症状がある等、保護者が明確な理由で欠席を申し出た場合、もしくは、保護者の勤め先が児童生徒の欠席を要請した場合
- ※ 感染が不安で子どもを休ませたい保護者から申し出があった場合は、学校長が判断して登校しないことを認めることができる。

(2)出席停止の期間

- 【児童生徒及び教職員本人が感染した場合】…医療機関からの情報を基に判断
- 【児童生徒及び教職員が濃厚接触者の場合】…PCR検査が陰性であっても、感染者との最終接触日の翌日から2週間
- 【保護者や本人の不安感の場合】…状況により個別に判断

VIII 感染症に関する情報提供について(令和2年7月28日 市教育委員会)

(1)保健所、病院等から連絡があった場合

学校(担任または管理職)に可能な限り連絡を依頼。

(2)感染の疑いやその可能性が考えられる場合

帰国者・接触者相談センター(志布志保健所099-472-1021)へ連絡し、その指示に必ず従っていただく。その後、学校にも可能な限り連絡を依頼。

- ※ プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮。

一日の対応の流れ

	主 な 内 容	対応する人
登校前	○家庭での検温、健康チェックカード記入 ※発熱、風邪症状（咳、喉の痛み、頭痛等）の場合は欠席 ○マスク着用	各家庭 ※職員同様
登校後 朝の会	○健康チェックカードの確認 ・検温確認。（未実施の場合は保健室にて検温） ・マスク確認（忘れた場合はマスクの自作） ○教室の換気 朝活動後の手洗い、消毒を行って入室 ○健康観察簿の記入と提出（8時45分まで）	各担任
授 業	○教室換気（窓を閉じた場合は30分を目安に） 休み時間毎に全開 ○児童間は1m以上離す。ペア、グループ学習では活動時間の配慮 ○教室内ではマスク着用 ○休み時間の換気、手洗い	各担任
給食指導	○給食前の丁寧な手洗い ○準備中は全員マスク着用 ○会食は原則として前向き状態で会話は避ける。 （歓談時はマスク）	各担任 児 童
遊 び	○複数人で狭い空間での遊びを避ける ○近距離で組み合ったり接触したりする遊びは避ける	児 童 児 童
消 毒	○教室内のスイッチ ○児童机・・・放課後 ○トイレ・・・給食前 放課後 ○共有部分（階段手すり、入口ドアノブ等） ○PCキーボード、タブレット （使用毎）※使用者が消毒	各担任 各担任 サポート サポート サポート
下校後	○帰宅後入念に手洗い、洗顔を行う ○可能な限り着替えやシャワー浴を行う ○使用済みハンカチ、タオルの洗濯を行う	児 童 各家庭・児童 各家庭

VI 教職員の対応

関係通知文に即し対応を行うことを基本とする。

(1) 健康状況の確認

- 教職員の健康状況の確認は児童と同様に各自検温と健康状況を確認し、出勤時に所定用紙に記入する。
- 発熱などの場合は児童と同様に出勤を控える。
- 感染拡大警戒地域への不要不急の旅行等を避ける。

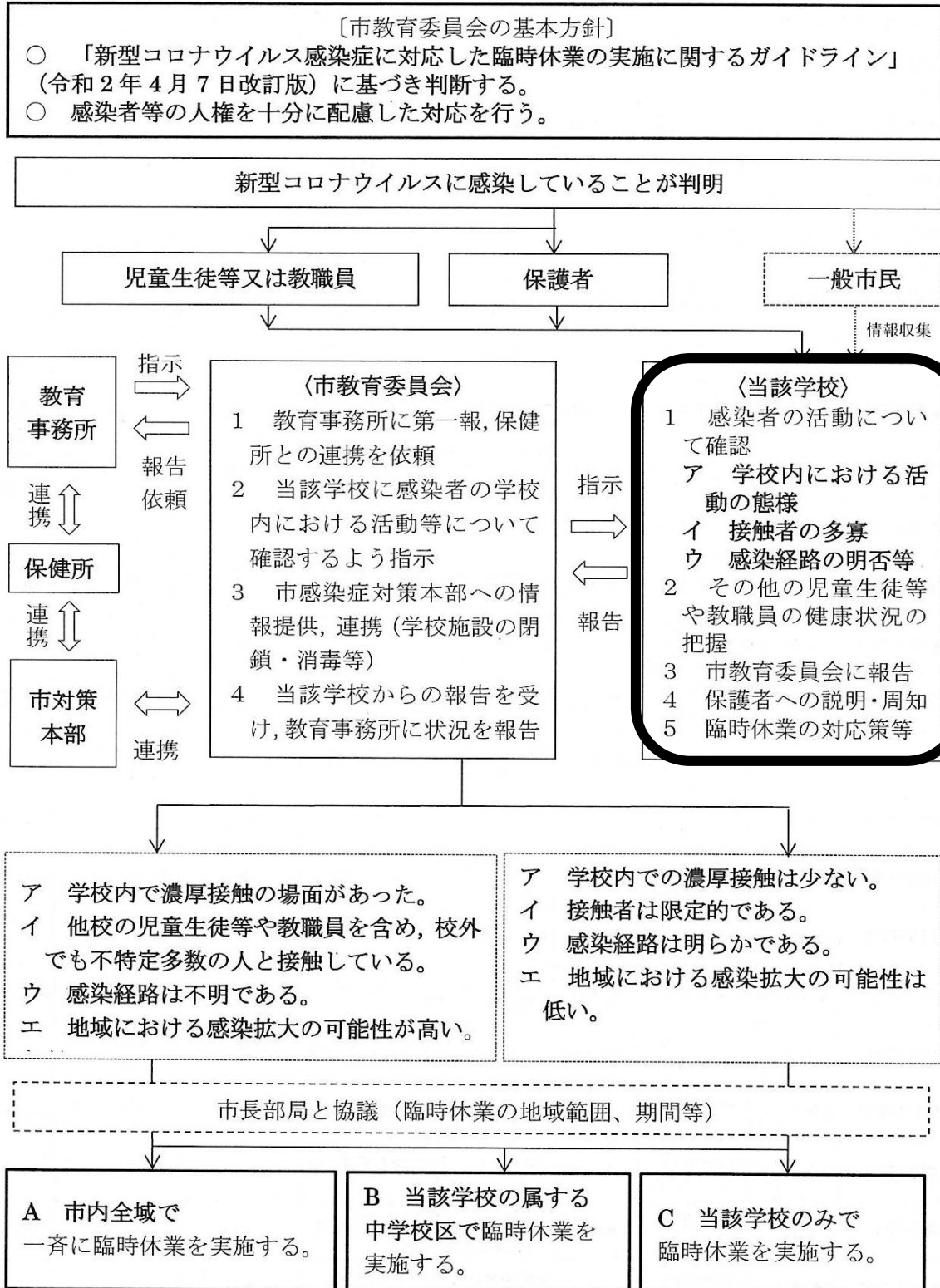
(2) 在宅勤務

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業中の学校職員の在宅勤務の取扱いについて（通知）」を踏まえた対応を行う。

Ⅶ 新型コロナウイルス感染が判明した場合

新型コロナウイルス感染が判明した場合の危機管理対応マニュアル

令和2年4月17日
志布志市教育委員会



(1) 事前の取組

- 児童の緊急連絡先の把握・・・名簿作成（全職員共有）
- 安心安全メールの登録・・・保護者、教職員の登録・・・登録発信（教頭）
- 学校ホームページの整備・・・登録発信（校長、教頭、HP担当者）

(2) 感染者発生時の確認事項→確認後市教育委員会へ報告

① 児童の場合

- 基礎情報・・・学年、学級、家族構成、家族の健康状態
- 学校内での活動態様・・・校内の活動場所等
- 学校内での接触の有無・・・多寡、不特定多数との接触の有無
- 学校関係者との接触の有無
- 学校外での他人との接触機会の有無→習い事、少年団等 ※保護者から聞き取る

② 教職員の場合

- 基礎情報・・・担任学年、学級、家族構成、家族の健康状態
- 学校内での活動態様・・・校内の活動場所等
- 学校内での接触の有無・・・多寡、不特定多数との接触の有無
- 学校関係者との接触の有無
- 学校外での他人との接触機会の有無→保護者、サークル等

③ 保護者の場合 濃厚接触者（児童）

- 基礎情報（保護者 濃厚接触者）・・・学年、学級、家族構成、家族の健康状態
- 濃厚接触者の学校内での活動態様・・・校内の活動場所等
- 濃厚接触者の学校内での接触の有無・・・多寡、不特定多数との接触の有無
- 学校関係者との接触の有無
- 濃厚接触者の学校外での他人との接触機会の有無→習い事、少年団等 ※保護者から聞き取る

④ 全児童、教職員の健康状況把握

【初期確認事項・情報収集カード】

志布志小学校		氏名	□児童 □教職員 □濃厚接触
1 基礎資料	2 校内活動場所		
学年 組	3 校内での接触者		
家族構成	4 学校関係者との接触	あり	なし
	5 学校外での接触機会		
家族の健康状態	その他の情報		

(3) 報告後の保護者への説明・周知

(4) 臨時休業判断となった場合、臨時休業への対応

【想定】 1 児童生徒等又は教職員の感染が疑われた場合→ 2 PCR 検査実施→ 3 感染が判明した学校の臨時休業の検討とその初動

※情報共有。

感染者	児童生徒	教職員	保護者	一般市民
① 設置者が直ちに確認すべき事項(情報等)。 <学校の事前の取組> ○児童生徒の緊急連絡先把握。 ○学校のHP整備。 ○安心安全メールの登録。 ★「ガイドライン」確認事項。	【学校】 ①感染児童生徒の基礎情報。 (学年・学年、家族構成、家族の健康状態等)。 ②感染児童生徒の学校内での活動の経路★。 (校内の活動場所等)。 ③校内での接触者の確認★。 (多差、不特定多数との接触有無)。 ④学校関係者との接触の有無★。 【保護者等から聞き取る】 ⑤感染児童生徒の学校外での他人との接触機会の有無(習い事、少年団、塾等)。 【市教委】 ⑥感染経路の明否★(保健所からの情報)。 (感染経路の判明可否、集団感染の有無)。 ⑦志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談。	【学校】 ①感染教職員の基礎情報。 (担当学年・学年、家族構成、家族の健康状態等)。 ②感染教職員の学校内での活動の経路★。 (校内の活動場所等)。 ③校内での接触者の確認★。 (多差、不特定多数との接触有無)。 ④学校関係者との接触の状況確認★。 【教職員から聞き取る】 ⑤感染教職員の学校外での他人との接触機会の有無(保護者、サークル、習い事等)。 【市教委】 ⑥感染経路の明否★(保健所からの情報)。 (感染経路の判明可否、集団感染の有無)。 ⑦志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談。	【学校】 ①感染保護者及び濃厚接触者の基礎情報。 (学年・学年、家族構成、家族の健康状態等)。 ②濃厚接触者(児童生徒)の学校内での活動の経路★(校内の活動場所等)。 ③濃厚接触者(児童生徒)の接触者の確認★。 (多差、不特定多数との接触有無)。 ④学校関係者との接触の有無★。 【保護者等から聞き取る】 ⑤濃厚接触者(児童生徒)の学校外での他人との接触機会の有無(習い事、少年団、塾等)。 【市教委】 ⑥感染経路の明否★(保健所からの情報)。 (感染経路の判明可否、集団感染の有無)。 ⑦志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談。	【市教委】 ①志布志保健所との連携により情報収集。 ②市対策本部との情報共有。 ③学校への適切な情報提供。 ※感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきかを判断する。 (文科省 4/7 ガイドライン) ア 学校内における活動の経路 イ 接触者の多寡 ウ 地域における感染拡大の状況 エ 感染経路の明否 オ その他。
② 情報共有すべき機関(連絡相談相手)等。	① 志布志保健所。 ② 市関係部局(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会C課等) ※市対策本部会議。 ③ 大隅教育事務所。 ④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志館高校等。 ⑤ 学校給食センター。 ⑥ その他(緊急連絡先:必要な所) 学校医等。			
③ その日のうちに判断すべき事項。	① 保健所との十分な相談による臨時休業(実施の有無、規模及び期日、個別の出席停止の判断)(原則、直ちに3日間程度の臨時休業。延長の場合は感染の状況等に応じて判断)。 ② 学校内の消毒実施の指示。 ③ 保護者への周知内容。 ④ 臨時休業中又は出席停止の指示事項。 ・臨時休業(出席停止)中の家庭での過ごし方。 ・臨時休業期間中(出席停止)の児童生徒等の学習。 ・臨時休業中の児童生徒の学校受入の方針等。 (保護者が医療関係、介護施設又は保育所等の従事者等にある場合には、小学校4年生までの児童又は支援が必要な児童を受入可)。 【想定する臨時休業のパターン】 A : 一斉臨時休業 B : 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ C : 感染した児童生徒の在籍する学校のみ	① 保健所との十分な相談による臨時休業又は個別の出席停止の判断。 (原則、直ちに3日間程度の臨時休業。延長の場合は感染の状況等に応じて判断)。 ② ③、④は「児童生徒」と同様。	① 保健所と十分な相談により市対策本部が判断。 ② 児童生徒、教職員が濃厚接触者である場合は、「保護者」と同様の対応。 ③ 感染経路が学校関係者に関係のない場合は、通常どおり学校における教育活動の実施。	
④ 中期的判断の必要な事項等。	① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校再開の時期 (保健所との十分な相談の上)。 ② マスクの作成、消毒液の学校供給。 ③ 感染症発生に関する市長メッセージ。 ④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知 等。			

○この基本方針は、国や県、市の施策や通知文、学校の実態等により随時更新するものとする。